

食安監発第1205002号
平成20年12月5日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成20年4月23日付け食安監発第0423002号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（以下、「検査強化通知」という。）により、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）の記の4の（1）において、区分4に該当する施設の検査頻度及び開梱数を、区分3と同様に取り扱っているところです。

今般、検査強化通知施行後、同様の事案が確認されなかったこと及びせき柱を含む牛肉の混載事案に係るパイプラインの輸入時検査が終了したことを踏まえ、本日をもって検査強化通知を廃止することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。